

新上五島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年8月1日条例第18号）

最終改正:平成21年7月22日条例第39号

改正内容:平成21年7月22日条例第39号

○新上五島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成16年8月1日条例第18号

改正

平成18年3月14日条例第6号

平成21年7月22日条例第39号

新上五島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本町の公の施設の管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の公募）

第2条 町長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 前項の公募を行う場合は、次に掲げる事項を公表して行わなければならない。ただし、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する事業など特別な事情により、あらかじめ指定管理者の指定が必要な場合は、町長が別に定める。

- （1）管理を行う公の施設の概要
- （2）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （3）指定の期間
- （4）利用料金に関する事項
- （5）申請の資格
- （6）申請受付期間
- （7）選定の基準
- （8）その他町長が必要と認めた事項

（指定管理者の指定の申請）

第3条 法人その他の団体（以下「団体等」という。）であって指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に指定を受けようとする公の施設の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定）

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、申請のあった公の施設の管理を行うに適した団体等を選定し、指定する。

- （1）事業計画の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- （2）事業計画の内容が当該公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （3）事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体等であること。
- （4）申請のあった公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有する団体等であること。

（指定管理者の選定の特例）

第5条 町長は、次に掲げる場合においては、第2条の規定にかかわらず、本町が出資をしている法人、公共団体又は公共的団体のうち、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認めると認める団体等を指定管理者の候補者として選定することができる。

- （1）施設の設置の目的、性格、規模等により公募に適さない場合
- （2）第3条の規定による申請がなかった場合
- （3）前条各号のいずれにも該当がなかった場合
- （4）その他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合

2 前項の規定により選定するときは、町長は、当該団体と協議し、第2条第2項各号の書類の提出を求め、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

（協定の締結）

第6条 前2条の規定により指定管理者の指定を受けた団体は、当該施設の管理の開始までに町長と当該施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出等）

第7条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、指定を受けた公の施設（以下「指定管理施設」という。）に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第

9条第1項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の停止を命じられたときは、その日から起算して30日以内に、当該年度分として同日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 指定管理施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 指定管理施設の利用に係る料金の収入の実績
- (3) 指定管理施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項
(秘密を守る義務及び個人情報の取扱い)

第8条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、指定管理施設の管理に伴い保有した個人情報について、漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、指定管理施設の管理により知り得た個人の秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。

2 前項の規定は、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者が職務を退いた後においても、同様とする。

(指定の取消し等)

第9条 町長は、指定管理者が前2条の規定に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰する事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、町長は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった指定管理施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 町長は、指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年8月1日から施行する。

附 則(平成18年3月14日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年7月22日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。